

福岡県公報

令和八年七月七日
第七百九号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

例 (人事課) ……………一

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により揭示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和八年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十二号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「千九十五円」を「二千百六十円」に改める。

(特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正)

第二条 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例(平成二十九年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「千九十五円」を「二千百六十円」に、「千八百二十五円」を「三千六百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例第十九条第一項に規定する作業に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により揭示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年六月二十五日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項第一号中「四百八十円」を「九百五十円」に改め、同項第二号及び第三号中「七百三十円」を「千四百四十円」に改める。

付則第三項中「七百三十円」を「千四百四十円」に、「千九十五円」を「二千百六十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年六月三十日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第十六号の作業の項手当額の欄中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。